

令和7年度 プレジャーボート監視・取締り事業実績について

令和7年度のプレジャーボート利用のハイシーズン（4月～9月）が終了したが、その結果概要は以下のとおりであった。

1 実施体制

- 航行規制水域監視職員 1名
 - ・ 主に土、日、祝日等休日の監視船による湖上監視・取締業務に従事。
 - ・ 執務時間中の苦情申し出への対応
- 琵琶湖レジャー陸上監視職員 4名
 - ・ 主に陸上監視・取締業務に従事
 - ・ 執務時間中の苦情申し出への対応
- 琵琶湖レジャー対策係員
 - ・ 湖上監視については、職員3名が交替で従事。
 - ・ 必要に応じて上記職員の監視・取締業務や啓発活動に同行。
 - ・ 執務時間中の苦情申し出への対応

2 実施内容

- 監視船による監視・取締りについて
 - ・ 滋賀県小型船舶協会と委託契約を結び、監視船を借用し、湖上からの監視・取締りを実施した。
 - ・ 年間40日運航する契約のうち、土日祝を中心に32回をハイシーズンに運行させることができた。
 - ・ 航行規制水域内で蛇行や急旋回等の違反航行を行った者に対し、監視船が行った行政処分（停止等の命令）の件数は9件。
 - ・ 行政処分に至らなかったが、口頭指導・厳重注意を行った件数は97件。
- 陸上監視による監視・取締りについて
 - ・ 4月から7月は苦情申し出が多い地域を中心に連日、監視活動を行い、その他、マリーナへの啓発や情報収集を実施。
 - ・ コロナ禍以降の8月から9月は湖西、湖東の琵琶湖両岸から苦情が発生する傾向があるため、水上オートバイの利用が多くなる土日祝には陸上監視班を湖西、湖東にそれぞれ1班ずつ配備し、苦情申し出に対応できるよう体制を整えた。
 - ・ 陸上監視班が実施した行政処分（停止等の命令）の件数は25件。
 - ・ 行政処分に至らなかったが、口頭指導・厳重注意を行った件数は64件。

○ 集中取締日について

- ・ 7/20（日）、8/17（日）、8/31（日） 場所：大津市北比良・南小松
- ・ 水上オートバイを借用し、監視船と共に機動的に指導、啓発を行った。
- ・ 上記3日間で7件の行政処分（停止等の命令）を発出し、1人の操船者について、行政処分（航行禁止命令）に背いたとして、大津北警察署に告発を行った。

3 取組の結果

- ・ 条例第14条に基づく停止等の命令書の交付件数…34件（9月末現在）
※過去最多
- ・ 監視船および陸上監視による指導・警告件数合計…161件
- ・ 苦情申し立て件数…R6年度：17件 → R7年度（9月末現在）：9件

4 課題

- ・ コロナ禍収束後の外出機会の増加に伴い、琵琶湖ルールを十分に理解していない利用者の増加が見られる。
- ・ これまで苦情のなかった地域においても、近隣住民への迷惑行為が確認されている。



資料提供 (県政)



提供年月日：令和7年(2025年)9月24日
部局名：琵琶湖環境部
所属名：琵琶湖保全再生課
係名：琵琶湖レジャー対策係
担当者名：今井、深見
連絡先(内線)：077-528-3485 (3485)

「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」違反事案に対する告発について

本県は、大津市北比良地先の琵琶湖において発生した、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第14条第1項第3号の規定による命令に違反した疑いがある事案について、本日（令和7年9月24日）付で滋賀県大津北警察署に告発状を提出しましたので、お知らせします。

告発事実（行為の概要）

被告発人は、令和7年8月31日に大津市北比良地先の琵琶湖において、県から同条例の規定に基づくプレジャーボートの航行禁止命令を受けたにもかかわらず、同命令に従わず、同日に琵琶湖で再びプレジャーボート（水上オートバイ）を航行させた。

告発罪名

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第14号第1項第3号に基づく命令違反
同条例第26条第1項

被告発人

行為者1名